

お知らせ①

4月は特殊詐欺被害防止月間 ～被害者の約8割が70歳以上の方です

特殊詐欺の被害が増えています。電話で「個人情報」が流出している。キャッシュカード・通帳を用意して「医療還付金の未払いがある」などと言われたら詐欺です。必ず警察や家族に確認して被害を防ぎましょう。
▶**区の担当:**安全安心係 ▶**問合せ:**警察署【練馬☎3994-0110、光が丘☎5998-0110、石神井☎3904-0110】

令和5年版練馬区統計書を発行

区の人口・産業・教育・福祉などの統計資料、各種統計調査の結果を掲載しています。▶**閲覧場所:**図書館、区民情報ひろば(区役所西庁舎10階) ※区ホームページでもご覧になれます。 ※区民情報ひろばでは、1冊1,000円で販売します。
▶**問合せ:**統計係☎5997-7724

生活習慣病に関する講座を企画・運営する団体を募集

▶**実施期間:**5月～来年2月 ▶**募集団体数:**6団体(書類選考) ▶**委託料:**1講座につき2万5000円まで ▶**申込:**区ホームページや国保年金課(区役所本庁舎3階)にある募集の手引

きをご覧の上、講座実施日の1カ月前までに国保年金課保健事業担当係☎5984-4713

相続登記が義務化されました

相続による不動産の取得を知ってから3年以内に相続登記の手続きが必要です。正当な理由なく手続きをしないと、10万円以下の過料が科される場合があります。▶**問合せ:**司法書士会の相続登記相談センター☎0120-13-7832

ねりま区報令和5年縮刷版を発行

5年に発行したねりま区報を掲載しています。▶**閲覧場所:**図書館、区民情報ひろば(区役所西庁舎10階) ※区民情報ひろばでは、1冊1,300円で販売します。▶**問合せ:**広報係☎5984-2690

外国人住民向け冊子「練馬区くらしのガイド」を発行

区の窓口・サービスなどを英語・中国語・韓国語で紹介しています。転入する方に窓口でお渡しするほか、区民事務所や広聴広報課(区役所本庁舎7階)などでも配布します。▶**問合せ:**広聴広報課庶務係☎5984-2694

土地利用現況調査の結果がまとまりました

土地利用の現況と変化の動向を把握

するため、おおむね5年ごとに区内の土地と建物の利用状況を調査しています。令和5年度の調査結果は、区ホームページをご覧ください。▶**問合せ:**土地利用計画担当係☎5984-1544

青少年を取り巻く環境実態調査の結果がまとまりました

青少年にとってより良い環境をつくるため、区内の成人向け雑誌自動販売機などの実態調査を、青少年育成地区委員会の協力を得て行っています。令和5年度の調査結果は、区ホームページをご覧ください。▶**問合せ:**青少年係☎5984-4691

男女共同参画情報紙「MOVE」54号を発行

▶**配布場所:**区内・周辺の各駅、区民事務所(練馬を除く)、地区区民館、図書館、男女共同参画センターエー、人権・男女共同参画課(区役所東庁舎5階)など ▶**問合せ:**人権・男女共同参画課☎5984-4518

国民年金

令和6年度の学生納付特例を受け付けます

学生で収入が少なく保険料を納められない方は、申請して承認されると、保険料の後払い(10年以内)が

できます。 ※対象にならない学校があります。 ※5年度の承認を6年2月中旬までに受けた方は、4月中旬までに日本年金機構から申請書が送付されます。 ※後払いすると加算額が上乗せされる場合があります。▶**問合せ:**練馬年金事務所☎3904-5491、国民年金係(区役所本庁舎3階)☎5984-4561

事業者向け

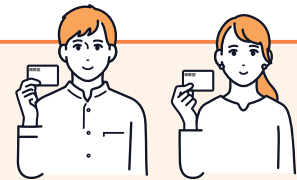
有料広告を募集 ～エスカレーター手すり

申し込み方法など詳しくは、区ホームページをご覧ください。▶**掲載位置:**区役所内エスカレーター手すりの左右2カ所 ▶**広告サイズ(縦cm×横cm):**76×6 ▶**料金:**6万1200円 ▶**刷色:**4色カラー ▶**掲載期間:**6月中旬～来年5月 ▶**申込期限:**4月30日(火) ▶**問合せ:**ひと・まちづくり推進係☎5984-1296

福祉・障害のある方

「わたしの便利帳」の点字版・音声版を作成

区の窓口・サービスなどを紹介する「わたしの便利帳」の点字版・音声版(デジ版CDなど)を作成しました。送付を希望する方はご連絡ください。▶**問合せ:**広聴広報課庶務係☎5984-2694 FAX 3993-1194



国民健康保険などのお知らせ

安心して医療サービスを受けるために ～医療費を大切に

加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより、国民健康保険の医療費が増加傾向にあります。医療費の増加は、保険料の値上がりにもつながります。これからも安心して医療サービスを受けるために、一人ひとりが健康づくりへの意識を高めましょう。▶**問合せ:**保健事業担当係☎5984-4713

日頃から気を付けよう! 5つのポイントをチェック

- かかりつけ医を持ち、同じ病気の重複受診を避ける
- ジェネリック医薬品を積極的に利用し、薬は必要な分だけもらう
- 「お薬手帳」を活用し、薬の飲み合わせや重複に注意する
- 毎年の健康診査を受けるなど、定期的に健康をチェックする
- バランスの良い食生活、適度な運動など生活習慣病予防を心掛ける

失業した方の保険料を軽減します

対象となる方は届け出が必要です。

▶**軽減期間:**離職日の翌日の属する月から翌年度末まで ▶**申込:**雇用保険受給資格者証(原本)と国民健康保険被保険者証を持参の上、こくほ資格係(区役所本庁舎3階)または、こくほ石神井係(石神井庁舎2階)へ ※郵送可。 ▶**問合せ:**こくほ資格係☎5984-4554

対象

- 次の①～③の全てに当てはまる国民健康保険加入者
- ①雇用保険受給資格者証を交付されている(特例受給資格者を除く)
- ②雇用保険受給資格者証の離職理由が倒産・解雇などである
- ③離職日現在、65歳未満である

今年度の保険料率が決まりました

《国民健康保険》

世帯を単位として加入者の人数や所得などを基に計算されます。保険料は、6月下旬に世帯主宛てに送付する納入通知書でお知らせします。
▶**問合せ:**こくほ資格係☎5984-4554

世帯の保険料 = A + B + C

所得割額	均等割額	
賦課基準額(※) × 8.69%	4万9100円 × 加入者数	= A 基礎(医療)分 (限度額65万円)
所得割額	均等割額	
賦課基準額(※) × 2.80%	1万6500円 × 加入者数	= B 後期高齢者支援金分 (限度額24万円)
所得割額	均等割額	
40～64歳の加入者の賦課基準額(※) × 2.36%	1万6500円 × 40～64歳の加入者数	= C 介護分 (限度額17万円)

※賦課基準額=昨年分の総所得金額等－住民税基礎控除額。

《後期高齢者医療制度 75歳以上の方》

被保険者一人ひとりに掛かります。保険料は、7月中旬に送付する決定通知書でお知らせします。 ▶**問合せ:**後期高齢者保険料係☎5984-4588

保険料

所得割額	均等割額	年間保険料
賦課基準額(※1) × 9.67%(※2)	4万7300円	= (限度額80万円)(※3)

- ※1 賦課基準額=昨年分の総所得金額等－住民税基礎控除額。
- ※2 賦課基準額が58万円以下の方は、令和6年度のみ8.78%。
- ※3 次の①②のいずれかに当てはまる方は、6年度のみ73万円。
①昭和24年3月31日以前に生まれた
②障害の認定を受け、被保険者の資格を有している